

事業継続特別支援金

申請の手引き

事業継続特別支援金の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した町内事業者の事業継続を目的とした支援です。

※予算の範囲内で事業を行うため、期間中であっても受付を早期に締め切ることがあります。

受付期間・場所

※備中西商工会での確認印を受けた申請書類一式を、産業観光課へご提出ください。

【受付期間】

令和3年5月20日（木）～ 7月30日（金）

※月～金（祝日除く）午前9時～午前12時・午後1時～午後5時で受付を行います。

【受付場所】

矢掛町産業観光課窓口

※状況に応じて受付場所を変更する場合があります。

※感染症予防の観点から、マスクの着用にご協力ください。

対象事業者について

主な対象者要件は下記のとおりです。（詳細は1ページ参照）

（事業期間が短い事業者には特例適用する場合があります。→ 8ページ参照）

① 矢掛町内に主たる事業所を有する中小企業者・小規模事業者（個人事業主は住所も有すること）

※法人…町内に主たる事業所を有する（本店又は主たる事務所の所在地★）が矢掛町内であること

※個人…町内に主たる事業所及び住所を有する（令和3年1月1日時点で町内に住所を有し、継続している）こと

② 令和2年4月1日時点で事業を行っており、今後も継続の意思がある事業者

③ 令和元年份（平成31年1月～令和元年12月）と令和2年份（令和2年1月～12月）の事業収入額を比較して、20%以上かつ20万円（小規模事業者は10万円）以上減少していること

★登記上の「本店」をさします。確定申告書の「納税地」及び法人番号公表サイトにて公表されている「本店又は主たる事務所の所在地」で確認します。

支援金額

小規模事業者
（個人事業主含む）

10万円

中小企業者

20万円

売上減少率70%かつ売上減少額
4,000万円以上の中小企業者
・小規模事業者

40万円

この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。

お問合せ・申請 → 矢掛町役場 産業観光課 ☎0866-82-1016

1.対象となる事業者について

対象者について

下記の対象者要件にすべてあてはまった事業者は、申請が可能です。

【法人・個人共通】

- ❑ 令和2年4月1日時点で事業を行っており、今後も継続する意思がある
- ❑ 中小企業者等（2ページの事業者規模の範囲）である
- ❑ 令和元年分（平成31年1月～令和元年12月）と令和2年分（令和2年1月～12月）の事業収入額を比較して、20%以上かつ20万円（小規模事業者は10万円）以上減少している
- ❑ 暴力団や団員等と関係がない
- ❑ 町税の滞納がない

【法人】

- ❑ 矢掛町内に主たる事業所を有する（本店又は主たる事業所の所在地※が町内である）
※登記上の「本店」をさします。確定申告書の「納税地」及び法人番号公表サイトにて公表されている「本店又は主たる事務所の所在地」で確認します。
- ❑ 確定申告を行っている（必要な添付書類が準備できる）

【個人】

- ❑ 矢掛町内に主たる事業所を有する
- ❑ 令和3年1月1日時点で矢掛町に住所を有し、申請時点も継続している
- ❑ 確定申告（青色申告・白色申告）もしくは住民税申告を行っている（必要な添付書類が準備できる）
- ❑ 事業収入以外に給与、年金などの収入がある場合は、全体の収入の2分の1以上がその事業による収入である

中小企業者・小規模事業者の区別

中小企業者・小規模事業者とは、資本金の額または常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる事業の業種（※1）	中小企業者		小規模事業者
	資本金の額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造業・建設業 ・運輸業 その他の業種 （下段3業種除く） ※NPO法人含む	3億円以下	21人以上 300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	6人以上 100人以下	5人以下
サービス業 ※医療法人及び 社会福祉法人含む	5,000万円以下	6人以上 100人以下	
小売業	5,000万円以下	6人以上 50人以下	

※1 下記は卸売業・サービス業・小売業の業種内訳です。これ以外はその他の業種に分類されます。

卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、 広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業、駐車場業、 物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業 （旅行業は除く。）、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、 複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）
小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、 機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、 持ち帰り・配達飲食サービス業

□ 対象となりうる方

- ・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）
- ・個人事業主（系統出荷による収入のみの個人農業者は除く）・医療法人 ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人（以下、①・②の要件を満たすもの）

①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定する34事業）を行っていること

②認定特定非営利活動法人でないこと

□ 対象とならない方

- ・一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人
- ・学校法人 ・協同組合等の組合 ・政治団体 ・宗教組織及び団体
- ・風俗営業用の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び5号に規定する営業（マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等）、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行うもの
- ・その他、支援金の趣旨や目的等に照らして適当でないと町長が判断するもの

2.申請について

申請に必要な書類

下記、【 申請書類 】と【 添付書類 】を準備してください。
必要に応じて、委任状も添付してください。

【 申請書類 】

- ①矢掛町新型コロナウイルス感染症対策事業継続特別支援金交付申請書
- ②事業者規模について
- ③誓約・同意書

※申請者以外が申請受付窓口に来庁する場合は、委任状（指定様式）も必要です。

【 添付書類 】（法人と個人で添付書類が異なります）

法人	* <u>「確定申告書」の「別表一」と「法人事業概況説明書（両面）」の写し（※1）</u> 平成31年1月～令和元年12月（令和元年分）と令和2年1月～12月の事業収入（令和2年分）が記載されたもの。事業年度をまたぐ場合は、複数年度提出してください。 <u>ただし、決算時期の関係で確定申告が済んでいない場合は、売上台帳で代えることができます。</u>この場合は、<u>確定申告後に改めて、「確定申告書」の「第一表」と「法人事業概況説明書（両面）」の写しを提出してください。（※1）</u> * <u>申請者（法人名義）の口座通帳の写し</u> 表紙と1ページ目の見開きをコピーしてください。 * <u>本人確認書類</u>（運転免許証、マイナンバーカードなど） 申請者（申請者以外が申請受付窓口に来庁する場合は、その方）名義のものを用意してください。 顔写真のないもの（保険証など）は2種類用意してください。
個人	* <u>「確定申告書」の写し（※1）</u> 令和元年分（平成31年1月～令和元年12月）と令和2年分（令和2年1月～12月）のものをそれぞれコピーしてください。 * <u>申請者名義の口座通帳の写し</u> 表紙と1ページ目の見開きをコピーしてください。 * <u>本人確認書類</u>（運転免許証、マイナンバーカードなど） 申請者（申請者以外が申請受付窓口に来庁する場合は、その方）名義のものを用意してください。 顔写真のないもの（保険証など）は2種類用意してください。

※1 確定申告書の写しは、下記のいずれかのものに限ります。

★所轄税務署に直接提出（郵送）した場合

- ・税務署の「**収受日付印**」があるもの

★e-Taxで提出した場合

- ・「**電子申告日時**」が印字されたもの
- ・「**受信通知（所得額の記載あり）**」を添付したもの

申請～交付の流れ

申請の流れ	場所 (問合せ先)
①申請書類・添付書類準備 申請書類は町公式ホームページでダウンロードできるほか、役場産業観光課窓口、備中西商工会窓口で入手可能です。 添付書類は、各自必要な書類を用意してください。	
②内容確認（備中西商工会） 申請書類チェックシート・申請書類・添付書類を、 <u>備中西商工会で確認を受けてください。</u> 申請書類へ確認印が押印されます。	備中西商工会 (☎0866-82-0559)
③書類提出 書類一式と申請者の <u>本人確認書類の写し（申請者以外が提出する場合は、その方の本人確認書類と委任状）</u> を役場産業観光課窓口へご持参ください。	役場 産業観光課 (☎0866-82-1016)
④審査 書類の内容を審査します。 申請要件や書類の内容の確認のため、電話連絡や追加書類の提出依頼をすることがあります。 この審査には、おおよそ3週間程度要します。	
⑤交付決定通知発送・振込 審査等完了後、申請者へ交付（不交付）決定の通知を郵送します。振込日は通知にてご確認ください。	

【おねがい】

書類提出後の個別の審査状況・支援金振込日等のお問合せには対応いたしかねます。
 振込日については、交付決定通知をご確認ください。

申請書類・添付書類の内容によっては、審査にお時間をいただく可能性があります。
 書類不備のないようご注意ください。

申請書の書き方

【申請者】

申請者について記入のうえ、押印してください。（押印は申請者記入欄と欄外にそれぞれ押印してください。）

法人の場合、生年月日については、代表者の生年月日をご記入ください。

【1 事業者情報】

法人の場合、法人番号を記入してください。

個人の場合、住所地と事業所所在地が異なる場合は、ここに事業所の所在地を記入してください。

添付書類の「事業者規模について」で記入した内容と、当手引き「1. 対象となる事業者について」ページ内の「中小企業者・小規模事業者について」の表を参考に、事業者規模のあてはまる方（中小企業者または小規模事業者）へチェックをしてください。

※法人・個人の区別ではなく、事業者規模です。「常時使用する従業員数」が小規模事業者に該当する場合は、法人格であっても小規模事業者となります。

【2 売上減少率・売上減少額】

① 令和2年分（令和2年1月～12月）の事業収入額（★）を記入してください。

② 令和元年分（平成31年1月～令和元年12月）の事業収入額（★）を記入してください。

③ 計算式に基づいて、減少率を算出してください。（20%未満は対象外）

小数点以下は切捨ててください。（例 20.3% → 20%）

④ 計算式に基づいて、減少額を算出してください。（支援金額未満は対象外）

★…個人の場合の事業収入額は、確定申告書第一表の「事業収入（ア＋イ）」の額を記入してください。

【3 申請額】

「1 事業者情報」で事業者規模が中小企業者、もしくは、小規模事業者であることが確認でき、「2 売上減少率・売上減少額」で要件（売上減少率 20%以上、昨年同期比の売上減少額が支援金額以上）を満たしていれば、支援金交付対象者です。小規模事業者であれば10万円、中小企業者であれば20万円に○をつけてください。

なお、「2 売上減少率・売上減少額」にて、売上減少率70%以上であり、売上減少額が4,000万円以上であれば、40万円に○をつけてください。

【4 振込口座】

振込口座は申請者本人の名義に限ります。法人であれば、法人名義の口座としてください。

※作成後、添付書類とともに、備中西商工会での確認印を受けてください。

記載例（法人）

令和3 年 5 月 20日

令和3年度矢掛町新型コロナウイルス感染症対策事業継続特別支援金交付申請書

矢 掛 町 長 様

消えないボールペンで
記入してください

押印

申請者

事業所所在地 〒 714 - 1201

(個人事業主の場合は住所) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018

法人名・屋号 産業観光株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 矢掛 太郎

生 年 月 日 T・S・H 40 年 11 月 9 日

(※法人の場合は代表者の生年月日を記入してください)

連 絡 先 (0866) 82 - 1016

(申請者と担当者が異なる場合▶担当者名: コバヤシ 小林)

押印

令和3年度矢掛町新型コロナウイルス感染症対策事業継続特別支援金交付要綱第5条の規定により、事業継続特別支援金の交付を申請します。

1 事業者情報(申請日時点の情報を記入)

法人	法人番号(13桁)	1 2 * * * * * * * * * * *
個人	事業所の所在地	☐ 申請者の住所と同じ
		申請者の住所と異なる場合は下記へ記入してください 〒 - 岡山県小田郡矢掛町
事業者規模		☒ 中小企業者 ☐ 小規模事業者 ※別紙の業種・資本金・従業員数からいずれかにチェックしてください。

2 売上減少率(20%以上であること)・売上減少額(申請支援金額以上であること)

小数点以下切捨

① 令和2年分の事業収入	96,000,000 円
② 前年(令和元年)分の事業収入	132,000,000 円
③ 売上減少率 【計算式】(②-①)÷②×100	27 %
④ 売上減少額 【計算式】②-①	36,000,000 円

3 申請額(1, 2をもとにいずれかに○)

(小規模事業者) 10万円	(中小企業者) 20万円	(③が70%以上かつ④が4,000万円以上) 40万円
---------------	--------------	-----------------------------

4 振込口座(申請者名義のもの) ※通帳の表紙を開いたページのコピーを添付してください

矢掛 銀行・金庫・組合・農協	矢掛 本 支店 出張所	☒ 普通 ☐ 当座	0 0 0 0 0 0 *	
口座名義	フリガナ	サンキョウカンコウ(カ) ダイヒョウトリシマリヤク ヤカケタロウ		
		産業観光株式会社 代表取締役 矢掛太郎		

備中西商工会確認欄

上記の「1 事業者情報」及び 「2 売上減少率・売上減少額」について、 申請内容を確認しました。	印
--	---

記載例（個人）

令和3 年 5 月 20日

令和3年度矢掛町新型コロナウイルス感染症対策事業継続特別支援金交付申請書

矢 掛 町 長 様

消えないボールペンで
記入してください

押印

申請者

事業所所在地 〒 714 - 1201

(個人事業主の場合は住所) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018

法人名・屋号 産業観光屋

代表者職・氏名 フリガナ ヤカゲ 矢掛 知 太郎

生 年 月 日 T・S・H 40 年 11 月 9 日

(※法人の場合は代表者の生年月日を記入してください)

連 絡 先 (0866) 82 - 1016

(申請者と担当者が異なる場合 フリガナ 担当者名 :)

押印

印

令和3年度矢掛町新型コロナウイルス感染症対策事業継続特別支援金交付要綱第5条の規定により、事業継続特別支援金の交付を申請します。

1 事業者情報(申請日時点の情報を記入)

法人	法人番号(13桁)		住まいと店舗が同じ場合はここへ☑してください
個人	事業所の所在地	☐ 申請者の住所と同じ 申請者の住所と異なる場合は下記へ記入してください 〒 714 - 1201 岡山県小田郡矢掛町 小林 × × × 番地	
	事業者規模	☐ 中小企業者 ☒ 小規模事業者 ※別紙の業種・資本金・従業員数からいずれかにチェックしてください。	

2 売上減少率(20%以上であること)・売上減少額(申請支援金額以上であること)

小数点以下切捨

① 令和2年分の事業収入	96,000,000 円
② 前年(令和元年)分の事業収入	132,000,000 円
③ 売上減少率 【計算式】(②-①)÷②×100	27 %
④ 売上減少額 【計算式】②-①	36,000,000 円

3 申請額(1, 2をもとにいずれかに○)

(小規模事業者) 10万円	(中小企業者) 20万円	(③が70%以上かつ④が4,000万円以上) 40万円
---------------	--------------	-----------------------------

4 振込口座(申請者名義のもの) ※通帳の表紙を開いたページのコピーを添付してください

矢掛 銀行・金庫・組合・農協	矢掛 本 支店 出張所	☒ 普通 ☐ 当座	0 0 0 0 0 0 *
口座名義	フリガナ サンキョウカンコウヤ ヤカゲ 太郎 産業観光屋 矢掛太郎		

備中西商工会確認欄

上記の「1 事業者情報」及び 「2 売上減少率・売上減少額」について、 申請内容を確認しました。	印
--	---

事業期間が短い事業者の場合

事業期間が短く、令和元年分と令和2年分の事業収入額が比較できない事業者であっても、下記の要件を満たせば申請が可能です。

【対象者要件】

- ❑ 令和2年4月1日までの創業者
- ❑ 矢掛町内に主たる事業所を有する（個人事業主の場合は、令和3年1月1日時点で、町内に住民票も有すること）
- ❑ 確定申告（青色申告・白色申告）もしくは住民税申告を行っている（必要な添付書類が準備できる）
- ❑ 事業収入以外に給与、年金などの収入がある個人事業主の場合は、全体の収入の2分の1以上がその事業による収入である
- ❑ **計算式**から算出した売上減少率及び売上減少額が一定の基準を超えている
- ❑ 暴力団や団員等と関係がない
- ❑ 町税を滞納していない

【計算式】

▼令和元年12月31日までに創業した場合

* 令和2年中で最も低い事業収入額（月額） … ①

* 令和2年分（令和2年1月～12月）事業収入額 ÷ 12

= 令和2年中の平均月額 … ②

売上減少率 = $(② - ①) \div ② \times 100 \geq 20\%$

売上減少額 = 令和2年分事業収入額 - $(① \times 12) \geq$ 支援金額以上

↑
中小企業者20万円
小規模事業者10万円

▼令和2年3月31日までに創業した場合

* 令和2年中で最も低い事業収入額（月額） … ①

* 令和2年分（令和2年1月～12月）事業収入額 ÷ 事業継続月数

= 令和2年中の平均月額 … ②

売上減少率 = $(② - ①) \div ② \times 100 \geq 20\%$

売上減少額 = $(② \times 12) - (① \times 12) \geq$ 支援金額以上

↑
中小企業者20万円
小規模事業者10万円

【申請上の注意】

- 申請書は「令和3年度矢掛町新型コロナウイルス感染症対策事業継続特別支援金交付申請書(特例用)」を用いて申請してください。
- 既定の添付書類のほか、**法人の場合は「登記事項証明書」、個人事業主の場合は「青色申告決算書（収支内訳書）」及び「開業届」の写しを必ず添付**してください。

3. Q&A

1 対象事業者について		
	問	答
1	この申請における個人事業主の定義はなんですか？	事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でない方をさします。 「主たる収入」とは、 <u>年間の収入の2分の1以上を占める収入</u> とします。 ただし、不動産を事業として行っており、確定申告でも事業収入として計上している場合は、個人事業主として対象となる場合がありますので、ご相談ください。
2	個人事業主は、小規模事業者のみに該当しますか？	中小企業者か小規模事業者かは、事業者規模の区分であり、法人・個人の別ではありません。よって、個人事業主でも一定規模以上の方は中小企業者となります。
3	テナント等を借りて営業している場合の取り扱いは？	主たる事業所が町内であれば対象となります。 ※個人事業主は、住所も町内に有することが条件となります。
4	同一事業者が、町内で複数の事業所を経営している場合は、個別に申請できますか？	主たる事業所の所在地が矢掛町内（個人事業主の場合は住所も有すること）であり、事業所ごとに確定申告を行っている場合は可能です。
5	ひとつの屋号で、複数名の事業者がそれぞれ事業収入を申告をしています。この場合、それぞれに申請が可能ですか？	それぞれが事業収入を計上し、確定申告を行っているのであれば、それぞれに申請が可能です。
6	矢掛町に住民票がありますが、町外で事業を行っています。対象になりますか？	令和2年4月1日時点で矢掛町内に主たる事業所を有し、かつ、町内に住民票を有する事業者が対象のため、申請できません。
7	事業所は町内にありますが、登記上の本店は町外です。対象になりますか？	矢掛町内に主たる事業所があることが対象者要件のため、対象になりません。 ※確定申告書の「納税地」及び法人番号公表サイトにて「本店又は主たる事務所の所在地」を確認します。
8	令和2年4月2日以降に創業した場合は？	対象になりません。

	1 対象事業者について	
	問	答
9	個人農業者は対象になりますか？	主たる収入が農業である事業者も、新型コロナウイルスの影響により売上が20%以上減少し、申告等の書類により客観的に交付要件の確認できる場合は対象となります。 ただし、系統出荷の収入のみの農業者は対象となりません。 ※系統出荷…青果物の生産農家が農協組織を通じて出荷すること
10	基本給＋歩合報酬制で働いています。対象になりますか？	確定申告上は出来高に応じた事業収入が計上されるものの、会社との間に基本的な雇用関係があり、最低賃金や基本給、社会保険等が保障され则认为られるため対象となりません。
11	定まった事業所を持たない個人事業主（フリーランス等）も対象になりますか。	令和3年1月1日時点で矢掛町に住民票を有し、申請時点も継続して町民であり、確定申告書等、必要とする書類が揃えば対象です。
12	副業の事業収入が減少しました。対象になりますか。	主たる収入(全体の収入の半分以上)が給与・年金・不動産等である方の副業は対象になりません。 また、副業の事業収入が、給与等を上回る場合であっても、会社との雇用関係が成立している場合は、最低賃金や基本給、社会保険等が保障され则认为られるため対象となりません。

	2 売上減少率・減少額について	
	問	答
1	計算したところ、売上減少率は25%、売上減少額は9万円でした。対象になりますか？	売上減少率と売上減少額がどちらも基準値以上であることが支給要件のため、対象になりません。
2	事業収入の中に国や県等の補助金が含まれています。計算の対象に含まれますか。	補助金を含めたままの額で計算してください。 個人事業主の場合は、確定申告書の事業収入の欄（ア＋イ）で計算してください。

3 申請書類・添付書類について

	問	答
1	収受印がある申告書類の控えを持っていません。 どうしたらいいですか？	【確定申告書】 電子申告の場合、メール詳細を印刷したものを添付することで、収受印の代わりとすることができます。郵送もしくは直接所轄税務署へ提出した場合は、所轄税務署の窓口、もしくは郵送で個人情報開示請求を行い、再交付を受けてください。 手続き等の詳細については、所轄税務署にお問合せください。 ★国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm 【住民税申告書】 矢掛町役場 町民課（0866-82-1011）にお問合せください。 受付済みの住民税申告書の写しをお渡しできます。
2	新型コロナウイルス感染症に伴う外出制限等の影響を受け、昨年分の確定申告をまだ行っていません。 申請はできますか。	確定申告を行い、添付書類の用意が可能となつてからご提出ください。なお、令和3年5月20日以降に確定申告をした場合は、事業実態が確認できる書類（開業届等）を添付してください。

	4 その他	
	問	答
1	支援金の支給方法は？	書類提出後、審査を行い、指定口座に振り込みます。
2	今回の支援金は課税の対象になりますか？	減少した収入の補填となるため、事業所得として課税の対象になります。